

- I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要
- II. 交付申請に関する事務手続
- III. 事業内容の変更に関する事務手続
- IV. 経費処理について
- V. 機械装置等費
- VI. 労務費
- VII. その他経費
- VIII. 委託費・共同研究費
- IX. 検査
- X. 助成金の支払
- X I. 研究成果の発信

X II. 助成事業終了後の手続等

- 1. 処分制限財産の処分 P. 110
- 2. 企業化状況報告・収益納付 P. 111

- X III. 記載例・参考例
- X IV. 交付規程
- X V. 様式

1. 処分制限財産の処分

(1) 財産の処分制限について

助成金執行の適正化の観点から、下記①に該当する財産を、②の期間内に「助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合(交付規程上「処分」と定義されています。)」には、「財産処分承認申請書」(様式第15)を用いて、あらかじめNEDOの承認を受けていただく必要があります(廃棄も処分に該当)。処分制限期間を過ぎた場合は、NEDOへの報告等は不要です。

財産処分承認申請書は処分希望日の30日前を目安にNEDOへ提出してください。なお、NEDOが承認を行う場合は、原則として、当該財産の残存簿価相当額に助成割合を乗じた金額をNEDOへ納付することが条件となります(有償譲渡の場合は譲渡額)。

【処分制限財産】

- ① 処分が制限されている財産は、「取得価格が単価50万円以上(消費税抜)の財産」です。
- ② 処分を制限する期間(取得年月日からの年数)は、「昭和53年通商産業省告示第360号」を準用する旨、交付規程に定められています。

(2) 処分制限期間

対象となる助成事業は、原則として「昭和53年通商産業省告示第360号」に事業名の定めがありませんので、その場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」において、「耐用年数」を「処分制限期間」と読み替えて適用します。

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015

(参考)

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(抄)(昭和40年大蔵省令第15号)

別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表(抜粋)[※]

種類	細目	耐用年数(年)
建物及び建物 附属設備	建物の全部又は一部を低温室、恒温室、無響室、電磁しゃへい室、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作又は建物附属設備	五
構築物	風どろ、試験水そう及び防壁	五
	ガス又は工業薬品貯そう、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	七
工具		四
器具及び備品	試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	四
機械及び装置	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	七
	その他のもの	四
ソフトウェア		三

「処分制限期間」と読み替え

※ この表にないものは、省令別表第1、第2等に拠ります。

(3) 助成割合について

NEDOへの返納金額を算定する際に残存簿価相当額に乗じる助成割合は、実績報告書に記載の「助成金の額」÷「助成事業に係る支出額(経費発生調書の発生額合計)」にて算出します。ただし、事業期間中等、助成金の額が確定していない場合には、交付決定通知書に記載の「補助率」を適用します。

(4) 財産処分 of 取扱いについて

NEDOでは財産処分の取扱いに係る判断は、経済産業省の以下の通達に準じて行います。詳しくは、以下の通達をご参照ください。なお、当該通達中「大臣」は「NEDO理事長」へ読み替えます。「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(経済産業省)
http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

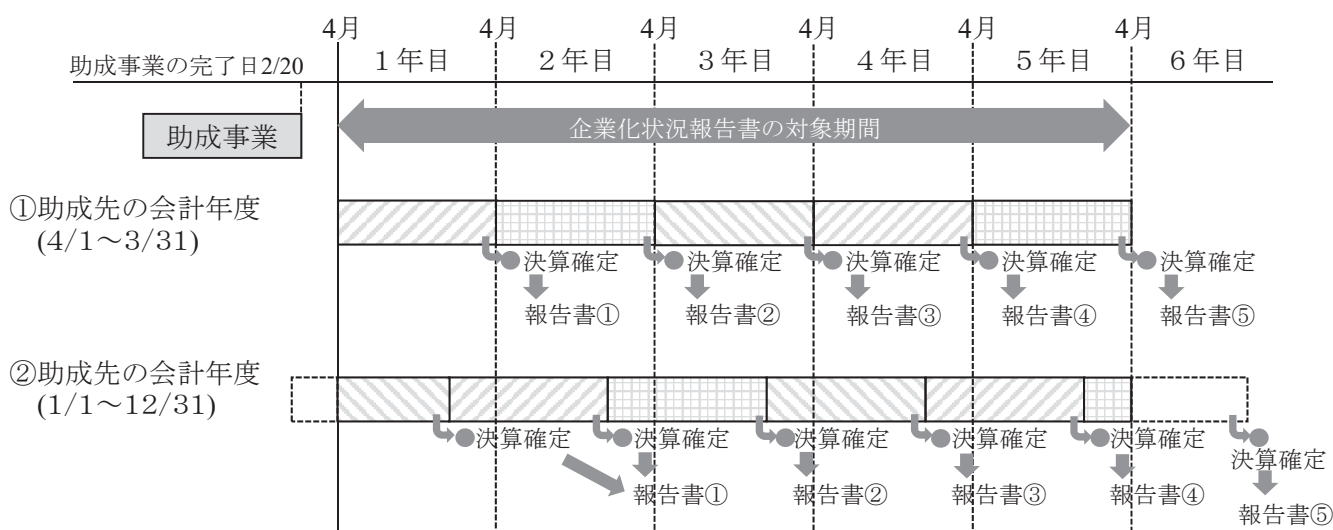
2. 企業化状況報告・収益納付

(1) 企業化状況報告書の提出について

助成先は、助成事業の完了年度の翌年度以降5年間、「企業化状況報告書」(様式20)をNEDOへ提出してください。

企業化状況報告書は、当該助成事業に係る過去1年間の企業化状況について、助成先の毎会計年度決算確定後20日以内にNEDOへ提出してください。

提出時期については、助成先毎に会計年度が異なることから、例示として会計年度①4/1～3/31、②1/1～12/31を下図に示します。下図のように助成先の会計年度の関係上、第1回目分の報告対象期間が1年間に満たない場合には、翌会計年度分(第2回目分)と合わせて報告してください。(この場合、第1回目分は期間按分にて収益納付額を算定してください。対象期間が1年未満となる第5回目分も同様です。)



(2) 収益納付額の算定式について

企業化状況報告書により、助成先に助成事業に基づく収益があったとNEDOが認めたときは、助成先はNEDOの求めに応じて収益の一部を納付していただきます。収益納付額算出方法の概要は次のとおりです。なお、収益納付額は、助成金の確定額が上限となります。

$\text{「収益納付額」} = \text{「助成事業に係る当該年度収益額」}(\ast 4) \times \text{「助成金寄与度」}(\ast 5)$	
$\text{営業利益} \times \frac{\text{助成事業の成果に係る売上高}}{\text{売上高}}$	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> $\text{① 単年度生産コストベース} \quad \frac{\text{助成金確定額} / 5}{\text{各年度に要したコスト}}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> $\text{② 累積投資ベース} \quad \frac{\text{助成金確定額}}{\text{助成対象費用} + \text{追加投資費用}}$ </div>

(※4) 助成事業に係る当該年度収益額 = 営業利益 × (助成事業の成果に係る売上 / 売上高)

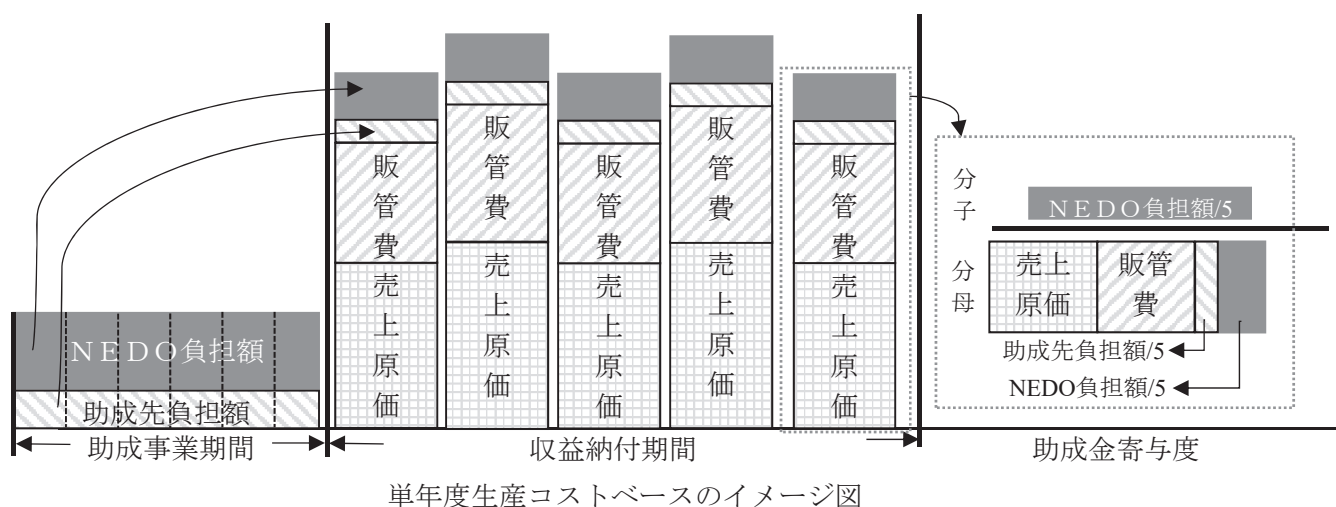
「助成事業に係る当該年度収益額」は、助成事業の実施結果の企業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与による収益が対象となります。算定に当たって根拠となる資料(助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料)を添付してください。

(※5)①単年度生産コストベースを基本とし、②累積投資ベースの考え方も可とします。なお、累積投資ベースによる考え方を希望する場合はNEDO担当部にご相談ください。なお、年度により①と②を変更することはできません。

①単年度生産コストベース(P. 158参照)

$$\text{助成金寄与度} = (\text{助成金確定額の} 1/5) / \text{各年度に要したコスト}^{\text{注1}}$$

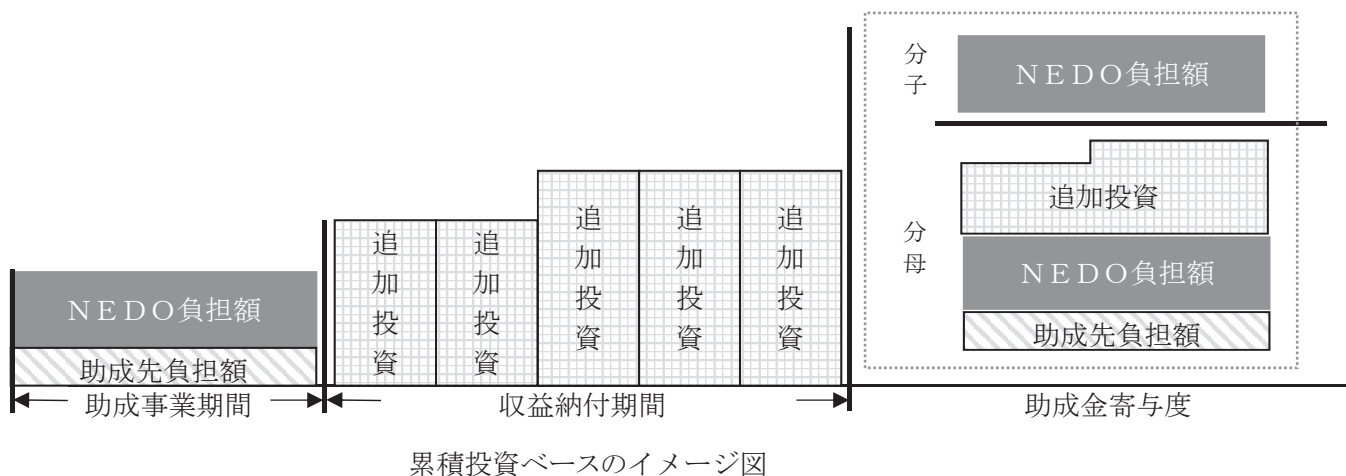
注1 事業終了後の各年度の助成事業に係る売上原価及び販管費を売上高に占める助成事業の売上高の割合を乗じて算出し、助成期間中の自己負担額の1/5及び助成金確定額の1/5を加算



②累積投資ベース(P. 160参照)

$$\text{助成金寄与度} = \text{助成金確定額} / \text{助成対象費用}^{\text{注2}}$$

注2 助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用については証拠書類を確認します。



(3) 収益額が少額の場合の取扱いについて

助成事業に係る当該年度収益額が、収益納付期間単年度換算をした助成金確定額の1%に満たない場合は、その年度は収益納付対象外とします。

(4) 中小企業を対象とした特例について

財務基盤が比較的脆弱なものが多いと考えられることを踏まえ、経営状況も考慮して収益納付を求めます。助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当する場合には、企業化状況報告書の対象年度に赤字(営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字の場合)を計上した場合には対象年度の収益納付を免除できることにします。

<NEDO収益納付における中小企業の定義>

中小企業基本法第2条(中小企業の範囲及び用語の定義)を準用し、以下に定める「主たる事業として営んでいる業種」により資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準を満たす会社です。企業化状況報告書を提出する時点での直近のデータを用いてください。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」を言い、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。ただし、大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社又は孫会社については、みなし大企業として取扱います。

※技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの

